

リサーチ・アドミニストレーター活動の強化に関する検討会の 公開について(案)

令和2年7月〇日
リサーチ・アドミニストレーター
活動の強化に関する検討会決定

1. 議事の公開

- (1) 本検討会の議事については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより検討会の円滑な実施に影響が生じるものとして、検討会が非公開とすることが適当であると認めた場合には、検討会を公開しないことができる。
- (2) 議事の円滑な進行を確保するため、検討会の傍聴は、事務局において事前に出席の登録を受けた者に限り認めるものとする。
- (3) 検討会開始後の入退室、録画、録音、撮影その他の行為は、検討会を主催する者が特別に認める場合を除き禁止することとする。

2. 会議資料の公開

本検討会で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより検討会の円滑な実施に影響が生じるものとして、本検討会が非公開とすることが適当であると認めた場合には、資料を公開しないことができる。

3. 議事録の公開

本検討会において議論された内容については、議事録を作成し、公開するものとする。ただし、上記1により検討会が非公開となった場合には、これを公開しないものとする。また、内容に応じて、議事要旨を議事録に代えることができるものとする。

4. その他

上記に掲げるもののほか、本検討会の議論の内容の公開に関する事項については、本検討会において決定するものとする。